**（仮称）盛岡市犯罪被害者等支援条例骨子案について意見を募集します**

盛岡市では、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を行い、市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、「（仮称）盛岡市犯罪被害者等支援条例」の制定に向けた検討を進めています。 このたび、条例骨子案を作成しましたので、市民の皆様のご意見を募集いたします。

**≪募集要項≫**

１　パブリックコメントの実施方法

「盛岡市パブリックコメント実施要綱（平成16年４月９日市長決裁）」に基づき行います。

２　意見の募集期間

令和６年12月２日（月曜日）から令和６年12月23日(月曜日)まで

（郵送の場合は12月23日(月曜日)必着、郵送以外は同日17時まで）

３　意見の提出方法

次の方法による。

なお、電話など口頭による意見はお受けできませんのでご了承ください。

　【インターネットを使った方法】

　　応募フォームからの応募（表示されたページ内の「応募フォーム」から行えます）

　・盛岡市公式ホームページ（広報ID：1049806）

<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/public_comment/public_comment/1049806.html>

　【書類による方法】

「５　資料の備え付けた場所」に備え付けの用紙又は任意の用紙に、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）、住所、電話番号及び意見を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください

　　○郵送の場合　　　〒020-8530　盛岡市内丸12-2　くらしの安全課　あて

○ファクスの場合　019-622-6211（代表）　くらしの安全課　あて

○持参の場合　　　市役所本館６階くらしの安全課へ直接お持ちください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

○応募フォーム　　募集期間開始前までに設定予定

４　意見への回答

後日、市ホームページ及び「５　資料の備え付け場所」で公表する予定です。

寄せられた意見は、個人情報を除き、すべて公開される可能性があります。また、同様の意見は集約する場合があります。

なお、寄せられた意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

５　資料備え付け場所

・市役所本館６階のくらしの安全課

・市役所本館６階の情報公開室

・市役所本館１階の窓口案内所

・都南総合支所１階の窓口案内

・玉山総合事務所１階のホール

・盛岡市保健所１階の受付

・若園町分庁舎

・青山、太田、簗川、繋の各支所

・飯岡、乙部、巻堀、玉山、薮川の各出張所

・松園連絡所、盛岡駅西口サービスセンター（マリオス１階）

・中央、上田、西部、河南、都南、渋民の各公民館

６　問い合わせ先

盛岡市市民部くらしの安全課

〒020-8530　盛岡市内丸12-2　盛岡市役所本庁舎本館６階

電話：019-603-8008（ダイヤルイン）

電子メール：kurasi@city.morioka.iwate.jp